

## 性犯の心理と処遇に関する一考察

佐藤 亨

(キーワード：性犯, 心理力動, 処遇, 再犯)

### 1 はじめに

2004年11月、奈良県で小1の女兒が性犯目的で誘拐され殺害されるという事件が起き、それをきっかけとして、性犯罪者に関する情報の取り扱いやその処遇がマスコミで話題とされることが多くなっている。特に、犯人として逮捕された人物が過去に性犯罪を行って受刑した経験があったことから、アメリカのように性犯罪者に関する情報を警察等が管理し、一定の範囲で公表することを求める法律、いわゆるメーガン法<sup>(註1)</sup>の制定を求める論調も見られるようになってきている(福田, 2005)。

アメリカにおいては、40年以上前から性犯罪者の取り扱いが問題となっており、1960年代には、合衆国の半分以上の州で性犯罪者の取り扱いに関する特別法が制定されていた。その後、強制的に治療プログラムを受けさせること等が憲法で保障された基本的人権を侵害しているおそれがあるとして、多くの州でこれらの法律が廃止されているが、性犯罪者に対する特別な処遇プログラムは維持されていた(Sapp and Vaughn, 1990; Small, 1992)。そして、1994年にニュージャージー州で起きた女兒強姦殺害事件をきっかけとして、再び性犯罪者の取り扱いが注目を集めるようになり、上述したメーガン法が制定されている。その後、多くの州で同様な法律が制定されており、裁判所においてもそれらの法律が合憲である旨の判決が出ている(Trivits & Reppucci, 2002; 田中, 2004)。また、性犯罪者を強制的に治療プログラムに参加させることについても、合憲との判断が下されている(伊藤, 2002)。

それに対して、日本においては上述した女兒誘拐殺人事件以前には、性犯罪者の処遇が大きな問題となることはなかった。その大きな理由としては、アメリカに比べて圧倒的に性犯罪者の数が少ないということが言える<sup>(註2)</sup>。それでも、性犯罪者に対して特別な処遇が必要であることは、一部の専門家は強く主張しており、そのための試みもなされている(藤岡, 2000; 林, 松田, 藤丸, 2000; 林, 藤丸, 松田, 2001)。しかし、それらは犯罪者処遇に関わる専門家や各矯正施設個々の工夫と努力によるものであり、系統的で組織的な取り組みとは言

いがたい。前述した奈良女兒誘拐殺害事件を契機として、法務省矯正局において、性犯罪者処遇にかかる研究会が発足しているが(矯正局成人矯正課, 2005)、まだ明確な方向性を打ち出すには至っていない。

本稿は、まず何故性犯罪者は特別な処遇が必要なのかについて触れた後、筆者が少年鑑別所<sup>(註3)</sup>や刑務所で性非行少年や性犯罪者との面接を行なった経験を通じて理解した彼らの抱える問題について述べ、最後に、性犯罪者を処遇していく上でのポイントについて筆者の考えを述べることにする。

### 2 何故性犯罪者には特別な処遇が必要なのか

刑法上規定されている性犯罪は、強姦や強制わいせつから、公然わいせつやわいせつ文書の頒布等まで、その範囲は広い。また、売春行為等も性に関連した非行として考察されることもある。しかし、犯罪心理学的には、攻撃的な意味の強い強姦や強制わいせつと、風俗犯としてのわいせつ文書頒布等を同じ範疇として考えるべきではない。また、公然わいせつとして規定される行為の中でも、個人による性器露出行為と営業としてのストリップでは、その意味はまるで違う。さらに、窃盗や強盗の一部には、下着等などのように性的な意味合いが強い行為も含まれている(山田, 1982; 大川, 1975)。その中で、これまで性犯罪として研究の対象となってきたものの多くは、攻撃的な意味合いの強い強姦や強制わいせつである。それは、攻撃的な意味合いの強い性犯罪は、被害者に与える破壊的な効果が大きく(Brown and Finkelhor, 1986; Frazier, 1990)、同種の行為が反復されやすいと考えられているからであり(Fehrembach, et al. 1986; Groth, 1977)、前述した性犯罪者を対象とした特別な治療プログラムやメーガン法が必要とされているのも、それらの理由による。藤岡(2001)は、性犯罪者の抱える問題の深刻さに触れた上で、再犯のおそれの強い性犯罪者に対する治療的な働き掛けの重要性について強調している。

では、何故性犯罪者は同様な行為を繰り返すのであろうか。それは、彼らとその基底に様々な資質的な問題を

抱えているからに他ならない。前述した藤岡は、性非行は性的な欲求によるものでなく、性を通じて表現された他者への攻撃あるいは支配であることを強調している。Levin and Stava (1987) は、過去に行われた研究をまとめ、性犯罪者は、社会性に欠け、自己イメージが悪く、攻撃的な気分を抱きやすいという問題を持っていると言う。Groth and Birnbaum (1979) は、彼らの臨床的な経験に基づいて、強姦犯をその背景に抱えた心理的な問題から、怒りからの強姦 (anger rape)、支配のための強姦 (power rape)、サディスティックな強姦 (sadistic rape) の3つに分類している。彼らによれば、怒りからの強姦は女性への攻撃性の表現であり、性行動を怒りの発散の手段として使用しているのに対して、支配のための強姦は、自らの男性性への自信のなさを補償しようとする試みであり、何らかの目的を達成することに失敗した際に、男性性を維持するために性犯罪を行なうとされている。一方、サディスティックな強姦では、暴力そのものが性的な意味合いを持っており、怒りからの強姦や支配のための強姦においては、犯行時において勃起しないという現象が見られるのに対して、サディスティックな強姦においては、常に性的に興奮した状態にあるとされている。その他、いくつかの研究において、性犯罪者は高い不安と低い社会的なスキル (Blaske et al., 1989; Overholser and Beck, 1986)、衝動性 (Overholser and Beck, 1989)、低い自己イメージ (Baxter et al., 1984) を示すとされている。さらに、性的に暴力的な男性は女性に対する敵意を抱いているとの研究も見られるが (Hall, 1989; Malamuth, 1986; Rapaport and Burkhardt, 1984)、それを否定する研究も存在している (Overholser and Beck, 1986)。

一方、日本においては、性犯罪者に関する実証的な研究は少ないが、高桑ら (1971) はロールシャッハテストの分析を中心にして、性犯受刑者の包括的な研究を行っている。それによれば、性犯受刑者は情動面が不安定で敵意感情が現れやすいグループ、不安感情が強く共感性が乏しいが、普段は敵意を表に出さないグループ、上記2群に属さず一次欲求に支配されやすいグループに分類されるとしている。また、筆者 (1995) は、性非行少年の法務省式人格目録 (MJPI)<sup>(註4)</sup> の特徴について、性非行で少年鑑別所に入所した少年とそれ以外の非行で入所した少年との比較研究を行ない、性非行群は非性非行群に比べ、神経質で消極的な傾向を持った少年が多いことを見出した。

このように性犯罪者や性非行少年は様々な資質的な問題を抱えており、通常の矯正施設における処遇では改善が困難であるケースも少なくない。藤岡 (2000) は、少しでも再犯・再非行の危険性を少なくするには性犯をターゲットとした特別な処遇が必要であると主張している。

### 3 性犯の抱える問題

性犯の背景には、①自己イメージの悪さ、②女性への攻撃性、③女性に対する依存欲求、④低い社会的スキル、⑤ストレス耐性の乏しさといった問題があると考えられる。以下これらの問題について述べていくこととするが、下記の中で触れる事例は個人が特定できないように改変及び抽象化を加えているので、ご了解いただきたい。

#### ① 自己イメージの悪さ

性犯罪者や性非行少年は、一見おとなしく気弱な印象を与えることが少なくない。前述した筆者の研究 (佐藤, 1995) でも、性非行群は、法務省式人格目録の自信欠如尺度で非性非行群よりも有意に高い得点を示し、プロフィールにおいても神経質で内向的な型を示した少年が多かった。彼らの多くは内心に自己イメージの傷つきや自分の能力に関する不安を抱えており、性非行はそれを補償するための必死な試みであると同時に、最も安易な手段となっていると考えられる。例えば、年少者への強制わいせつを反復した男子少年の場合、幼少期から父母の喧嘩が繰り返され、頻繁に母親が家出をしていたという家庭環境の問題が基底にあって、自分の存在が十分に受容された経験が乏しいままに成長し、肯定的な自己イメージが育っていない。しかも、学校でいじめられるという経験をしたため、ますます自己イメージが傷つき、その後付き合い始めた不良仲間の中でも使い走りのような存在になってしまい、自分の存在に全く自信が持てなくなっている。彼にとって、女性を意のままにすることができる強制わいせつという行為は、そのみじめな自分から一時的にでも脱却し、自分の力を実感できるものであり、先輩に理不尽な命令をされたり、学校で孤立するなどのストレスが強まると、同様な行為が反復されていた。

一方、一見すると自信満々で“強い”と思われる人の場合でも、同様な機制が働いている場合がある。すなわち、彼らの自信満々な態度は、自分でも認めたくないと思っている内面の弱さを押し隠すためのものであり、それだけに女性にばかにされたり、見下されたと感じることに耐えられず、自分の強さを確認するために性犯に至るのである。このような事例の場合には、次に述べる女性への攻撃性と結びついていることが多く、必要以上に女性を貶めるような言動を示すことが少なくない。

#### ② 女性への攻撃性

性犯罪者・性非行少年の多くは女性に対して攻撃的な感情を抱えていることが多いが、それは女性への畏怖心の裏返しであると考えられる。例えば、同じアパートに

住む女性を強姦した事件では、犯人は同棲していた女性と性交渉もあり、性的な欲求不満とは考えにくく、社会生活上も営業職として相応の成果を上げており、当初は性犯に至った動機を理解することは困難であった。しかし、詳しく聞いてみると、普段から年長の同棲相手に生活を支配された状態にあり、攻撃的な気分を内向させていたことがうかがわれた。そのために、同棲相手との些細な喧嘩をきっかけとして、内向させていた攻撃性を表出させ、しかも直接それを同棲相手に向けることができないことから、同じアパートの同棲相手と同じ年代の女性に向けたものと考えられた。

また、性犯ではないものの、よく似た機制の粗暴事犯も存在する。女遊びが激しく、短期間で付き合う女性を変えていた男性が、ある女性に別れを切り出したところ、既に別の男性と付き合いしていた旨伝えられ、そのことが我慢できずに暴力を振るったという事案である。別れ話を切り出したのは男性側であるので、女性の言動に何故それほど怒りの感情を抱いたのか了解が難しかったが、彼にとって女性は“遊ばれて当然であり”，その女性が自分を“遊んでいた”という事実は、自らの男性性を傷つける重大な行為であり、そのために激しい怒りを抱いたものと考えられた。この事案の場合には、前節で述べた自信の乏しさの問題も抱えていて、自信満々で女性を食い物にするような生き方の基底には、女性に対する畏怖心やおそれがあり、それを払拭するために女性を価値下げするような生き方をしていたことが推測された。

このように、性犯においては自信の乏しさと女性への攻撃性は、両者が結びついて働いていることが多く、その背景には母子関係の問題がうかがえる。例えば、威圧的な母親の下で、小さい頃は母親の言いなりになっていた男性が、母親に対する恐れと恨みの感情を抱いて、それを性犯罪の形で表出するというケースもある。一方で、放任的でほとんど子供と関わろうとしない母親の下で生育した男性が、依存欲求の不満と母親に対する否定的な感情を抱き、女性との接触を求めながらも女性を貶めたいという気持ちが強く、性犯罪に繋がっているケースもある。

### ③ 女性に対する依存欲求の不満

性犯罪者や性非行少年の中には、女性に対する依存欲求を適切な方法で満たすことができず、それが性犯罪に繋がっている場合もある。上述した母親への両価的な気持ちが性犯に繋がっているケースがそうであるが、あまり攻撃的な意味合いの感じられないケースもある。例えば、女性とうまく付き合うことはできないが、女性と触れ合いたいという気持ちが強く、雑踏の中で女性に抱きつくという行為を繰り返していた事案がある。彼によれ

ば、女性に抱きつくことの魅力は暖かさと柔らかさを感じることにあり、そこには女性的な感触との接触を求める気持ちがうかがえ、依存欲求の問題が存在していると考えられた。家庭について聞くと、母親には鈍感な面があり、決して放任でも虐待でもないが、彼の気持ちをうまく汲み取って関わることができていなかったようである。そのため、彼は母親にしっかりと受け止めてもらったという実感が持てないまま生育しており、内心に強い依存欲求の不満を抱えるようになっていく。そして、それが女性的な暖かさや柔らかさを求める気持ちに繋がって、上述したような抱きつき事案に至ったものと考えられる。なお、この時点においては女性に対する攻撃性はうかがえなかったが、内心に母親への不満を抱えていることから、今後より攻撃的な性犯罪に移行していくおそれが否定できないケースであった。

### ④ 低い社会的スキル

前述した女性との接触を求めるケースにおいて、もし彼が適切な形で女性と関わることができるスキルを持っていたならば、性犯には至らなかった可能性もある。また、低い社会的スキルは、周囲からの孤立や拒否などに繋がるが多く、その結果として自己イメージを悪化させるという悪循環に陥りやすいことも問題である。その意味で、低い社会的スキルは、性犯の直接の動機ではないものの、性犯を促進する要因の一つであることは間違いない。そのため、社会的スキルを向上させることは、再犯防止のための重要な方策の一つである。

### ⑤ ストレス耐性の乏しさ

性犯の人の話を聞いていると、犯罪・非行の前に何らかのストレス事象が起きていることが多い。ストレスの原因は、パートナーとの喧嘩であったり、リストラであったり、職場での過重な業務であったりと様々であるが、そのような強いストレスのかかった状態に耐えられずに、性犯罪が引き起こされている。ここでは、性犯罪がある種の発散となっていたことは間違いなく、ストレス耐性の乏しさが性犯を引き起こす一つの要因となっている。しかも、性犯罪がストレスの発散になるということが一度学習されると、強いストレスがかかると同様な行為が反復されやすいことが問題である。その点で、ストレス状況に適切に対処できる能力を身に付けさせることは非常に重要である。

以上、性犯罪者・性非行少年が抱える問題について述べてきたが、これらの要因は多くの場合単独で働いているわけではなく、お互いに結びついて輻輳して働いており、何か一つの問題を解決すれば再犯が防げるというような簡単なものではないことを、心に留めておく必要がある。

## 4 性犯罪者の処遇について

性犯罪者に対する処遇の有効性については、アメリカにおいては既に数多くの研究がなされている。Marshallら（1991）は、性犯罪者に対する処遇に関する研究をまとめ、それらの処遇方法を、精神外科的治療、薬物療法、心理療法、認知行動療法の4つに分類した上で、認知行動療法と心理療法を併用した薬物療法が、これまでのところ有効である旨結論付けている。それに対して、Furbyら（1989）は、性犯処遇に関する42の研究を分析した上で、ほとんどの研究が方法論的な問題を抱えているために、明確な結論を出すことはできない旨主張している。しかし現実には、認知行動療法が性犯に対する処遇技法として一般的に行われるようになっており、その中でも薬物依存者の治療モデルから採用された再犯防止（relapse prevention）プログラムが主流となっている（Efta-Breitbach & Freeman, 2004）。

藤岡（2000）も性犯罪を嗜癖（addiction）の一種と捉え、再犯防止のためのプログラムを提唱しており、ワークブックを用いた実践を児童自立支援施設等において行っている（藤岡，2005）。筆者の実感としても、性犯罪・性非行は嗜癖的な側面を持っていると思われるケースは少なくない。そのようなケースでは、疎外感・無力感→ストレス→性犯・性非行→後悔・失敗感→疎外感・無力感の強化→さらなるストレス→再犯、といったサイクルを示すことが多く、問題の否認や最小化を行うといった面を考えても、薬物使用と同様な嗜癖的側面が強いとと言える。

では、そのような性犯罪者・性非行少年を処遇していく上で重要なポイントは何であろうか。以下に筆者が考えるいくつかのポイントを述べていくこととする。

### ① 動機付けの大切さ

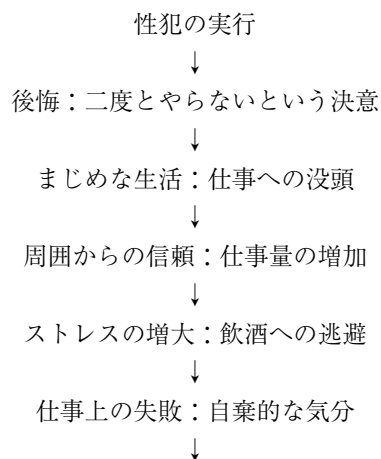
藤岡（2005）が強調しているように、性犯の処遇においてまず大切なことは変化への動機付けを引き出すことである。非行少年や犯罪者は一般的に自分が問題を抱えていることを認めようとはせず、変化への動機付けが乏しい。その中でも性犯罪者・性非行少年は、「(被害者が)嫌がっているとは思わなかった」、「声を掛けたら車に乗ってきたので、当然そのつもりだと思った」などと言って問題を外在化したり、「魔が差してしまった」、「今回で反省したので二度とやらない」などと“たまたま”やってしまったことを強調して、自分の内面に性犯罪につながる問題があることを認めようとする傾向が強い。そのような性犯罪者に揺さぶりをかけて動機付けを導くことが大切であり、それがうまくいかない場合には実際の変化は期待できにくい。このような傾向は、同様に嗜癖の側面を持つ薬物使用においても見られる。筆者が、刑

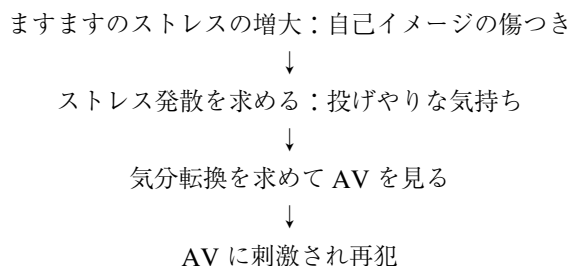
務所において覚せい剤事犯者と面接をしていた際に、「もう大丈夫です」、「これで懲りたので二度とやりません」などと自信満々で語る受刑者の予後には不安を感じていた。むしろ、「二度とやらないと言い切る自信はない」と述べる受刑者の方がまだ可能性があるように思っていた。これは、“自分はまた覚せい剤を使用するかもしれない”と感ずることによって、覚せい剤使用を誘発するような外的な要因を避けるようになることが期待されるからであり、また自分の力の限界を感じることで他者の援助を求めるようになると考えられるからである。アメリカにおいては、変化に抵抗を示すクライアントに対する、変化への「動機付け面接（Motivational Interviewing）」という技法が開発されており、性犯に対しても有効であると主張されている（Lambie & McCarthy, 2004）。なお、性犯の再犯に関わる要因についての様々な研究をメタ分析したHansonら（1998）によれば、再犯防止の処遇を完了した者は、完了できなかった者に比べて、有意に再犯率が低いという結果が得られているが、これは処遇の効果であると同時に、処遇を完了する者は変化への動機付けが高いということも要因として働いていると考えられる。

### ② 性犯のパターンを明らかにする

これは、手口等を明らかにするというのではなく、性犯に至る経緯のパターンを明らかにするということがある。前述したように、性犯には何らかのストレス事象が先行していることが多く、藤岡（2000）は性犯に至る行動連鎖を性犯罪のサイクルとして提示している。そして、そのサイクルの中で、何が性犯のトリガーとなっているのか、どの部分を変えれば再非行に至らないのか、あるいはどの部分を変えることが最も容易なのかを明らかにしていくことで、再犯防止につなげていこうとするモデルを提示している。

このモデルを筆者の経験した事例に当てはめてみると、





といった流れが考えられる。このようなケースの場合、往々にして「AVを見たから」、「お酒を飲んだから」といった理由付けに終始して、その背景にある自己の生き方の問題には目を向けようとしない。それを、性犯に至るまでの過程を丁寧に追っていくことで、性犯が自らの生き方から生じてきたものであることを自覚させることが重要である。その上で、どこに楔を打ち込めばこのサイクルを変えることができるかを明らかにしていくことが大切である。例えば、仕事量が増えた際に、自分の能力を考えて断ることができていれば、上述したサイクルに陥らずにはすんだかもしれない。そこには、「頼まれた仕事を断ると信頼を失う」とか「能力のない人間と思われることは耐えられない」といった、論理療法で言うところの不合理な信念 (irrational belief) が含まれており、そのような非合理的な信念を変え、「自分の限界以上に引き受けて失敗するとかえって信頼を失う」とか「能力のない人間と思われても首にならなければいいや」等といった考え方に変えることができるならば、上述したサイクルから抜け出すチャンスが出てくる。同様なことは、一度仕事を失敗した後の対応についても言え、「一度失敗→ダメな人間」という図式ではなく「一度失敗→次で挽回」という図式に変えることができるならば、再犯に至るサイクルを変えることができる。このように、性犯に至る過程を丁寧に明らかにしていくことによって、どこを変えれば再犯に至らずにすむかというターゲットを明確にしていくことが大切である。

上述した、変化への動機付けを掘り起こしていくことと、性犯に至るプロセスを明らかにしてターゲットとなるポイントを明確にしていくことは、全ての性犯において重要であり、その上で個々の必要性に応じて様々な技法を組み合わせた処遇計画を立てていく必要がある。社会的なスキルが不足している者には、生活技能訓練 (SST) を行なって社会適応能力を身に付けさせていくことが必要であろうし、それによって周囲との関係をうまく維持することができるようになれば、自己イメージの改善にも寄与すると考えられる。一方、ストレス耐性の乏しい人に対しては、適切な形でストレスを発散する方法を探させたり、認知的な枠組みを変えることによって、同じ事象であっても負荷の強さを変えていくといった働き掛けが有効であろう。さらに、性犯をアディクシ

ョンと考えるならば、AA (Alcoholic Anonymous) のような自助グループを組織することも望まれるし、性犯の家族への支援といった問題も無視できない<sup>(註5)</sup>。しかし既に述べたように、現在の日本においては性犯罪者の処遇はようやく本格的に始まろうとしているところであり、どのような処遇も変化への動機付けなしには有効に機能しないと考えられる以上、まずはどのように変化への動機付けを掘り起こしていくのかに焦点を当てて処遇を行なっていくことが大切であろう。

## 5 さいごに

本稿では、性犯の抱える問題について、筆者の矯正施設における経験から述べた上で、性犯を処遇していく上で大切と思われるポイントを、藤岡 (2000) のモデルに基づきながら触れていった。すなわち、性犯は、自己イメージの悪さ、女性への攻撃性、依存欲求の不満、社会的スキルの乏しさやストレス耐性の乏しさといった様々な資質面の問題を抱えており、再非行を防止するためには、特別な治療プログラムが必要であること、その中でも特に、変化への動機付けを促す処遇や性犯に至るプロセスを明らかにする働き掛けが重要であることを強調した。

最後にメーガン法が日本に導入された場合に、どのような効果をもたらすかについての私見を述べたい。まず、プラスの効果としては、一定の抑止力として働く可能性は考えられる。もし、以前に性犯を行なった者が、二度とやりたくないと思っているのであれば、その事実が皆に知られているということが、ブレーキとなる可能性がある。しかし、その一方で性犯罪者に関する情報が公表されることによって、その人が社会から疎外されるような状態になった場合には、かえって再犯を促進する結果になるおそれも否定できない。前述したように、彼らにとって性犯は自己イメージを回復するための必死の努力であり、社会から疎外されることによってますます自己イメージが傷ついた場合には、行動化が激しくなることは必然的な結果であろうと思われる。ここで大切なことは、彼らが再び社会に戻ってくるという視点を忘れないことである。現在の日本においては、死刑になるような犯罪を犯さない限り、多くの場合は再び社会に戻ってくることになる。そうであれば、その人をどのように再び社会の中に統合していくのかという視点を持って、処遇を行なっていくことが必要である。現在は、矯正施設、保護観察所、医療や福祉などの機関が、それぞればらばらに性犯罪者に関わっているのが実情である。もし性犯罪者に対する有効な処遇方針を導くのであれば、それぞれの機関が有機的に結びついて処遇を行なっていくことが望まれる。

## 注

注1 1994年6月に、ニュージャージー州でメーガン・カンカという名前の7歳の女兒が隣人に強姦され殺害されるという事件が起き、その犯人が過去に2度性犯罪によって有罪判決を受けていたことから、州政府は性犯罪者の登録と公表に関する法律を制定した。この法律は、被害女兒の名前をとってメーガン法と呼ばれており、過去に性犯罪で有罪判決を受けた者（少年及び責任能力の問題から無罪とされた者等を含む）に対して、地元の警察に名前や住所などの個人情報に登録することを求め、警察はそれらの情報を住民に公表する必要があるとされている。その後、連邦政府が同様な制度を制定することを各州に求める法律を制定したことから、多くの州で同様な法律が作られている。

注2 2002年のアメリカにおける強姦の認知件数は9万5136件であるのに対して（Bureau of Justice Statics, 2003）、日本における同じ年の強姦の認知件数は1342件に過ぎない（法務省法務総合研究所, 2004）。

注3 少年鑑別所とは法務省所管の国の施設であり、家庭裁判所の観護措置決定を受けた少年を審判までの間収容し、その資質の鑑別を行う機関である。なお、鑑別とは医学、心理学、社会学、教育学等の専門的知識に基づき、少年の問題を明らかにし、処遇の方針を策定するという作業であり、具体的には家庭裁判所に向けて鑑別結果通知書というレポートを作成している。

注4 MJPIとは、法務省式人格目録の略称であり、虚構、偏向、自我防衛の3つの信頼性尺度と、心気症、自信欠如、抑うつ、不安定、爆発、自己顕示、過活動、軽躁、従属、偏狭の10の臨床尺度から構成されている。

注5 性犯少年に対する包括的な治療のあり方については、針間（2001）が詳しいので、そちらを参照されたい。

## 引用文献

- (1) Baxter, D.J., Marshall, W.L., Barbaree, H.E., Davidson, P.R. & Malcolm, P.B. Deviant sexual behavior: Differentiating sex offenders by criminal and personal history, psychometric measures, and sexual response. *Criminal Justice and Behavior*, 11, 1984, pp477-501.
- (2) Brown, A. & Finkelhor, D. Impact of child sexual abuse: A review of the research. *Psychological Bulletin*, 99, 1986, pp66-77.
- (3) Blaske, D.M., Borduin, C.M., Henggeler, S.W. & Mann, B.J. Individual, family, and peer characteristics of adolescent sex offenders and assaultive offenders. *Developmental Psychology*, 25, 1989, pp 846-855.
- (4) Bureau of Justice Statistics *Sourcebook of criminal justice statistics 31<sup>st</sup> edition (on line)*. from <http://www.albany.edu/sourcebook/>, 2003
- (5) Efta-Breitbach, J. & Freeman, K.A. Treatment of juveniles who sexually offend: An overview. *Journal of Child Sexual Abuse*, 13, 2004, pp125-138.
- (6) Fehrenbach, P.A., Smith, W., Monastersky, C. & Deisher, R.W. Adolescent sexual offenders: Offender and offense characteristics. *American Journal of Orthopsychiatry*, 56, 1986, pp225-233.
- (7) Frazier, P.A. Victim attributions and post-rape trauma. *Journal of Personality and Social Psychology*, 59, 1990, pp298-304.
- (8) 藤岡淳子 塀の中の性犯罪者治療—日本の現状と課題—「アディクションと家族」, 17巻, 2000, pp 261-270.
- (9) 藤岡淳子 性犯罪少年はモンスターか 「非行少年の加害と被害—非行心理臨床の現場から」, 誠信書房, 2001, pp15-59.
- (10) 藤岡淳子 ワークブックを用いた性犯罪者の治療について 第43回日本犯罪心理学会における口頭発表, 2005
- (11) 福田ますみ 性犯罪者の再犯防止策についての私論 「刑政」, 116巻9号, 2005, pp58-66
- (12) Furby, L., Weinrott, M.R. & Blackshaw, L. Sex offender recidivism: A review. *Psychological Bulletin*, 105, 1989, pp3-30.
- (13) Groth, A.N. The adolescent sexual offender and his prey. *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology*, 21, 1977, pp249-254.
- (14) Groth, A.N. & Birnbaum, H.J. *Men Who Rape: The Psychology of the Offender*. New York: Plenum Press. 1979
- (15) Hall, G.C.N. Self-reported hostility as a function of offense characteristics and response style in a sexual offender population. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 57, 1989, pp306-308.
- (16) Hanson, R.K. & Bussiere, M.T. Predicting relapse: Meta-analysis of sexual offender recidivism studies. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 66, 1998, pp348-362.
- (17) 針間克己 「性非行少年の心理療法」 有斐閣選書, 2001
- (18) 林幸司, 藤丸靖明, 松田盛雄 性犯罪者の治療—矯正の果たす役割(2) 「矯正医学」, 49巻2-4号, 2001,

- pp33-38
- (19) 林幸司, 松田盛雄, 藤丸靖明 性犯罪者の治療—矯正の果たす役割 「矯正医学」, 49巻1号, 2000, pp15-25
- (20) 法務省法務総合研究所 「平成16年版犯罪白書」, 2004
- (21) 伊藤博路 性犯罪者に対する治療プログラムへの参加強制と自己負罪拒否特権 「ジュリスト」, 1235号, 2002, pp86-89.
- (22) 矯正局成人矯正課 性犯罪者処遇プログラム研究会の実施について (広報), 「刑政」, 116巻7号, 2005, p51
- (23) Lambie, I. & McCarthy, J. Interviewing strategies with sexually abusive youth. *Journal of Child Sexual Abuse*, 13, 2004, pp107-123.
- (24) Levin, S.M. & Stava, L. Personality characteristics of sexual offenders: A review. *Archives of Sexual Behavior*, 16, 1987, pp57-79.
- (25) Malamuth, N.M. Predictors of naturalistic sexual aggression. *Journal of Personality and Social Psychology*, 50, 1986, pp953-962.
- (26) Marshall, W.L., Jones, R., Ward, T., Johnston, P. & Barbaree, H.E. Treatment outcome with sex offenders. *Clinical Psychology Review*, 11, 1991, pp 465-485.
- (27) 大川 力 性犯罪 「犯罪心理学」安香 宏, 麦島文夫 編, 有斐閣大学双書, 1975, pp283-294
- (28) Overholser, J.C. & Beck, S. Multimethod assessment of rapist, child molesters, and three control group on behavioral and psychological measures. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 54, 1986, pp682-687.
- (29) Overholser, J.C. & Beck S.J. The classification of rapist and child molester. *Journal of Offender Counseling, Services & Rehabilitation*, 14, 1989, pp169-179.
- (30) Rapaport, K. & Burkhart, B.R. Personality and attitudinal characteristics of sexual coercive college males. *Journal of Abnormal Psychology*, 93, 1984, pp216-221.
- (31) Sapp, A.D. & Vaughn, M.S. Juvenile sex offender treatment at state-operated correctional institutions. *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology*, 34, 1990, pp131-146.
- (32) 佐藤 亨 性非行を行った少年のMJPIの特徴 第27回東京矯正科学研究会における口頭発表, 1995
- (33) Small, M.A. The legal context of mentally disordered sex offender (MDSO) treatment programs. *Criminal Justice and Behavior*, 19, 1992, pp127-142.
- (34) 高桑益行, 松本良枝, 佐藤典子 強姦犯人の心理特性とその背景に関する研究 「研究部紀要 (法務総合研究所)」, 14, 1971, pp179-198
- (35) 田中俊彦 性犯罪者の個人情報公開と遡及処罰法の禁止 「法律のひろば」, 57巻8号, 2004, pp48-58
- (36) Trivits, L.C. & Reppucci, N.D. Application of Megan's Law to Juveniles. *American Psychologist*, 57, 2002, pp690-704.
- (37) 山田 侃 性非行 「講座少年保護1 少年非行と少年保護」平野龍一編集代表, 大成出版, 1982, pp 68-82.

# Psychological Dynamics and Treatment of Sexual Offenders

Toru SATO

Recently, professionals and general public have been paying attention to sexual offenders. The reasons are ① sexual offenses may cause seriously disruptive effects on victims, and ② sexual offenders may keep their offense pattern for long period without appropriate treatment. They have several psychological problems, which are ① negative self-image, ② aggression toward females, ③ desire to contact with females, ④ low social skills, and ⑤ intolerance to stress. Important points in conducting a treatment for sexual offenders are to make sexual offenders motivate to change, and to make clear a process how they make themselves commit sexual offenses.